

改正案	現行
<p>第一条から第五十五条まで（現行のとおり）</p> <p>（汚染土壌処理基準）</p> <p>第五十六条 条例第百十五条第二項に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる有害物質の種類に区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。</p> <p>第五十七条から第六十条まで（現行のとおり）</p> <p>（指定建設作業に係る勧告基準）</p> <p>第六十一条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の基準は、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域以外の地域において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域以外の地域において行われる指定建設作業に伴って発生する振動並びに作業を開始した日に終わる指定建設作業に伴って発生する騒音及び振動には適用しない。</p> <p>3（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五十五条まで（略）</p> <p>（汚染土壌処理基準）</p> <p>第五十六条 条例第百十五条第二項に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる項目の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。</p> <p>第五十七条から第六十条まで（略）</p> <p>（指定建設作業に係る勧告基準）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2 前項の基準は、平成十一年東京都告示第二百六十号により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音、平成十一年東京都告示第二百六十一号により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴って発生する振動並びに作業を開始した日に終わる指定建設作業に伴って発生する騒音及び振動には適用しない。</p> <p>3（略）</p>

第六十二条から第八十三条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第十まで（現行のとおり）

別表第十一 適正管理化学物質（第五十一条関係）

一から五十七まで（現行のとおり）
五十八 ほう素及びその化合物

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）

有害物質の種類	基準値	
	溶出量（単位 検液一リットルにつきミリグラム）	含有量（単位 土壌一キログラムにつきミリグラム）
一 一カドミウム及びその化合物	〇・〇一	カドミウムとして 一五〇
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機燐化合物	検液中に検出され	

第六十二条から第八十三条まで（略）

別表第一から別表第十まで（略）

別表第十一 適正管理化学物質（第五十一条関係）

一から五十七まで（略）

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）

項目	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 一カドミウム	〇・〇一
二 全シアン	検液中に検出されないこと。
三 有機燐	検液中に検出されないこと。
四 鉛	〇・〇一
五 六価クロム	〇・〇五
六 砒素	〇・〇一

								ないこと。
四 鉛及びその化 合物	一 鉛として 〇・〇	鉛として 一五〇	五 六価クロム化 合物	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 二五〇	六 砒 ^ト 素及びその 化合物	〇一 砒 ^ト 素として 〇・ 〇一	〇 砒 ^ト 素として 一五
七 水銀及びアル キル水銀その他 の水銀化合物	水銀として 〇・ 〇〇〇五	水銀として 一五	八 アルキル水銀 化合物	検液中にアルキル 水銀が検出されな いこと。		九 ポリ塩化ビフ エニル	検液中に検出され ないこと。	
十 トリクロロエ チレン	〇・〇三							

七 総水銀	〇・〇〇〇五		八 アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		九 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
十 トリクロロエチレン	〇・〇三		十一 テトラクロロエチレ ン	〇・〇一		十二 ジクロロメタン	〇・〇二	
十三 四塩化炭素	〇・〇〇二		十四 一・二 ジクロロエ タン	〇・〇〇四		十五 一・一 ジクロロエ チレン	〇・〇二	
十六 シス一・二 ジクロロエチレン	〇・〇四							

十八	一・一・二 タン	〇・〇〇六	
十七	一・一・一 トリクロロエ タン	一	
十六	一・一・ ジクロロエ チレン	〇・〇四	
十五	一・一・ジ クロロエチレン	〇・〇二	
十四	一・二・ジ クロロエタン	〇・〇〇四	
十三	四塩化炭素	〇・〇〇二	
十二	一・二・ ジクロロメ タン	〇・〇二	
十一	テトラクロ ロエチレン	〇・〇一	

十七	一・一・一 トリク ロエタン	一
十八	一・一・二 トリク ロエタン	〇・〇〇六
十九	一・三 ジクロロ ロベン	〇・〇〇二
二十	チウラム	〇・〇〇六
二十一	シマジン	〇・〇〇三
二十二	チオベンカルブ	〇・〇二
二十三	ベンゼン	〇・〇一
二十四	セレン	〇・〇一

備考

- 一 基準値は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンについては、汚染土壤が地下水から離れて

二十 チウラム	〇・〇〇六	
二十一 シマジン	〇・〇〇三	
二十二 チオベン カルブ	〇・〇二	
二十三 ベンゼン	〇・〇一	
二十四 セレン及 びその化合物	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 五〇
二十五 ほう素及 びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四〇〇〇
二十六 ふっ素及 びその化合物	ふっ素として 〇・八	ふっ素として 四〇〇〇

おり、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水一リットルにつき〇・〇一ミリグラム、〇・〇一ミリグラム、〇・〇五ミリグラム、〇・〇一ミリグラム、〇・〇〇〇五ミリグラム及び〇・〇一ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム、〇・〇三ミリグラム、〇・〇一五ミリグラム及び〇・〇三ミリグラムとする。

三 「検液中に検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

四 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

備考

一 溶出量とは土壤に水を加えた場合に溶出する有害物質の量をいい、含有量とは土壤に含まれる有害物質の量をいう。

二 基準値は、溶出量にあつては土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

四 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第十三から別表第二十まで（現行のとおり）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで（現行のとおり）

別表第十三から別表第二十まで（略）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで（略）